

## 令和 3 年度下野市地域包括支援センター事業方針について

### 1. 介護予防事業の充実

令和元年 5 月、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が推進されます。当市としては令和 3 年度からの実施となります。初年度として、介護予防事業について強化し、事業展開を図ります。

#### (1) KDB システムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握（行政）

- ① 低栄養防止・重症化予防の取り組み
- ② 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

#### (2) 通いの場等への積極的な関与等

- ① フレイル予防の健康教育・健康相談の実施
- ② フレイル状態にある高齢者等を把握し、状態に応じた支援を行う
- ③ 併せて、「かかりつけ医」「ACP」に関する啓発を行う

#### (3) 地域リハビリテーション活動支援事業の実施

- ① 通いの場へのリハビリテーション等専門職派遣

### 2. 地域ケア会議の充実

地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議の開催による個別課題へのマネジメント充実（自立支援）と地域ケア推進会議による地域課題の確認と社会資源の創出について推進します。

#### (1) 地域ケア個別会議

- ・ 個別課題の解決に向けた支援方法の検討
- ・ 個別課題の解決のための多様な主体による包括的ネットワークの構築
- ・ 個別課題の分析等による地域課題の把握

#### (2) 自立支援型地域ケア会議

- ・ 多様な関係者の協働による、介護保険・介護予防・生活支援サービス利用者の日常生活行為における課題等の明確化、その解決・改善に向けた支援
- ・ サービス利用者の介護予防と自立支援に向けたケアプランの作成と、支援提供

#### (3) 地域ケア推進会議

- ・ 個別課題の分析等による地域課題の共有化
- ・ 地域課題の解決のための多様な主体による包括的ネットワークの構築
- ・ 地域課題の解決に向けた資源開発の検討、施策形成の提言・提案

### 3. 生活支援コーディネーターとの連携

高齢者の社会参加の場が増え、生きがいを持って、助け合う環境を整備するため、住民による地域性を活かした取り組みが重要になります。生活支援コーディネーターとの連携を強化し、生活支援体制整備事業を推進します。

- 第2層協議体会議への参加
- 地域サロン等の活動支援と新規サロンの開設支援
- 地域の社会資源発掘、ネットワーク構築、ニーズと取組みのマッチング

#### 4. 認知症対策の充実

##### 認知症地域支援推進委員の役割

- ①医療機関や介護サービス及び地域の関係機関との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
- ②具体的な事業
  - 認知症カフェ・家族交流会での相談支援
  - 認知症カフェ・家族交流会の周知、運営支援
  - 認知症サポーター養成講座の開催、対象の拡大
  - 認知症サポーターステップアップ講座の運営についての検討と協力
  - チームオレンジしもつけの活動支援
  - 市民キャラバンメイトの活動支援
  - 若年性認知症本人と家族の支援

#### 5. 権利擁護事業の推進

- 虐待の早期発見と対応、関係機関との連携
- 成年後見制度の周知と利用支援

#### 6. 地域包括支援センターのPR活動

- 広報誌、ホームページの活用
- 出前相談
- イベントへの参加 等